

長野県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月14日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字土橋843番の2地先から
飯山市大字照岡字川原831番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月29日
- 2 (1) 路線名 箕作飯山線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字土橋843番の2地先から
飯山市大字照岡字川原831番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月28日

道路課

長野県告示第189号

平成7年長野県告示第863号（県道の路線の認定）の一部を次のように改正します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県告示第191号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所、町村役場に備え置きます。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
埴原田	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域	茅野市	米沢	五りん久保 上テ林 上林 上林 上テ林 上テ林 上林 上林 上林	380番 1641番 1671番 1688番 1687番 1686番 1696番 1698番5 1688番 1690番 1676番 1675番5	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号
武居 (追加)	昭和48年3月26日長野県告示第137号で指定した武居急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と2号を結んだ線、標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号から9号までを順次結んだ線及び標柱9号と昭和48年3月26日長野県告示第137号で指定した武居急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号を結んだ線に囲まれた区域	諏訪郡 下諏訪町		片山 " "	7598番 7593番 7592番	7号 8号 9号

表を次のように改める。

路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
369	南信濃水窪線	飯田市南信濃	
		浜松市天竜区水窪町	

道路課

長野県告示第190号

昭和44年長野県告示第667号（県道の路線の認定）の一部を次のように改正します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

表を次のように改める。

路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
101	月瀬上矢作線	長野県下伊那郡根羽村	愛知県豊田市 大野瀬町
		岐阜県恵那市上矢作町	

道路課

島	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	北安曇郡 小谷村	北小谷	赤岩 大平 宮 深久保 釜屋脇 〃 〃 古屋敷 赤岩	2018番2 2080番1 1998番1 1984番13 1970番口の3 1970番4 1974番1 2004番 2019番	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号
橋場 (追加)	平成18年1月30日長野県告示第43号で指定した橋場急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号と右に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線、標柱11号と12号を結んだ線、標柱12号と平成18年1月30日長野県告示第43号で指定した橋場急傾斜地崩壊危険区域の標柱8号を結んだ線及び標柱6号から8号までを順次結んだ線に囲まれた区域	松本市	安曇		1824番1 1811番2	11号 12号

砂防課

長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
南ヶ沢、樽ヶ沢、岩間沢1、岩間沢2、本沢1、本沢2及び高尾沢
- 指定の区域
上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
品床2、舟ヶ沢、入の沢、一ノ瀬、小寺尾沢3、馬場尻沢、海岸寺沢、寺所、植沢川、ショイデラ沢、堀ノ沢、辰巳沢、大和合

沢、大仏沢、小仏1、小仏2、一ノ沢、細沢1、細沢2、詫沢、わび沢及び舟付

- 指定の区域
松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
冷沢1、足ノ沢2、川窪沢川、山崎西沢1、山崎西沢2、鏝塚沢、境の沢2、境の沢1、滝の沢、富士尾沢川、北富士尾沢、小岩岳城址、真ヶ沢、旧境内沢1、旧境内沢2、桐沢、小胡桃沢、天満南沢、天満沢川、押出沢・清水原沢、有明南沢、野辺沢、足沢西沢、足沢、寺入沢及び宮城沢
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
東沢、松倉川、吉田川、吉田川2、千草川、西ノ沢、芦沢川ー1、芦沢川ー2、芦沢川ー3、山の神沢、西沢川1、西沢川2、西沢川3、西沢川4、舟窪沢ー1、舟窪沢ー2、林沢ー1、上平、宮川、市の川、夜舟川、室沢川ー1、室沢川ー2、オンボ入沢ー1、オンボ入沢ー2、杉葉沢、柳田沢、山の神沢2、山の神沢3、山の神沢4(1)、山の神沢5、西沢川5、西沢川6、和合、坊平、芦沢川4、叶里、堀沢2及び円明
- 2 指定の区域
東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
十石、大平沢ア、宮沢2、長畑、小菅、下笹尾南沢、小松尾沢、小松尾南沢、満仲沢ア、満仲沢イ、大洞沢、宮沢及び栃沢
- 2 指定の区域
大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規程により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
柏土沢、柏土東沢、二反田沢、中尾沢、夏和片岡沢、西合沢、小梨山沢、大林沢、夏和田沢、寺向沢、久木沢、川野入沢、中村沢、島田沢、萩之久保沢、萩之久保西沢、西沢、塩沢、栗尾沢、千原坂の瀬沢、千原東の沢、千原中の沢、千原西の沢、千原西光寺沢、小根山沢、日影沢、初引西沢、初引沢、絹張沢及び薬師沢
- 2 指定の区域
上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
南ヶ沢、日向沢、樽ヶ沢、岩間沢1、岩間沢2、本沢1、本沢2、本沢3、高尾沢及び郷沢川
- 2 指定の区域
上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
品庄2、舟ヶ沢、入の沢、一ノ瀬、小寺尾沢2、小寺尾沢3、馬場尻沢、海岸寺沢、寺所、植沢川、ジョイデラ沢、堀ノ沢、辰

巳沢、大和合沢、大仏沢、小仏1、小仏2、一ノ沢、細沢1、細沢2、詫沢、わび沢及び舟付

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

冷沢1、足ノ沢1、足ノ沢2、川窪沢川、山崎西沢1、山崎西沢2、鎧塚沢、境の沢2、境の沢1、滝の沢、富士尾沢川、北富士尾沢、小岩岳城址、真ヶ沢、旧境内沢1、旧境内沢2、旧境内沢3、桐沢、小胡桃沢、天満南沢、天満沢川、押出沢・清水原沢、有明南沢、野辺沢、足沢西沢、足沢、寺入沢及び宮城沢

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

西沢、わらび沢、東沢、松倉川2、松倉川、吉田川、吉田川2、千草川、西ノ沢、芦沢川-1、芦沢川-2、芦沢川-3、山の神沢、西沢川1、西沢川2、西沢川3、西沢川4、舟窪沢-1、舟窪沢-2、林沢-1、林沢-2、上平、宮川、市の川、夜舟川、宮本、室沢川-1、室沢川-2、オンボ入沢-1、オンボ入沢-2、杉葉沢、柳田沢、山の神沢2、山の神沢3、山の神沢4(1)、山の神沢4(2)、山の神沢5、西沢川5、西沢川6、西沢川7、和合、下井堀、坊平、芦沢川4、叶里、堀沢2、堀沢及び円明

2 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

十石、太平沢ア、太平沢イ、宮沢2、長畑、小菅、下笹尾北沢、下笹尾南沢、小松尾沢、小松尾南沢、満仲沢ア、満仲沢イ、大洞沢、宮沢及び栃沢

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規程により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

柏土沢、柏土東沢、二反田沢、中尾沢、夏和片岡沢、西合沢、小梨山沢、大林沢、夏和田沢、寺向沢、久木沢、川野入沢、中村沢、島田沢、萩之久保沢、萩之久保西沢、西沢、塩沢、栗尾沢、千原坂の瀬沢、千原東の沢、千原中の沢、千原西の沢、千原西光寺沢、小根山沢、日影沢、初引西沢、初引沢、絹張沢及び薬師沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

太田の沢、追引、北河原JR上、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、中平、中平2、中平1、片見山上、片見山下、日曾利、峯の田、山の田、板島2、板島1、鳥居原2、下小段下、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、本六、豊岡3、豊岡4、豊岡2、豊岡1、豊岡集会所下、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷JR下、日影坂、本一1、本一2、

日向沢南、北村2、北村1、樽ヶ沢2、樽ヶ沢1、田の洞及び美沢

2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

向山橋(2)、一ノ瀬東(6)、一ノ瀬東(7)、一ノ瀬(4)、一ノ瀬口(1)、一ノ瀬口(2)、小寺尾(1)、小寺尾沢(2)、小寺尾(3)、小寺尾(10)、小寺尾(11)、小寺尾(13)、小寺尾(14)、小寺尾口、限山橋(1)、番場口(1)、限山橋(2)、本村下(2)、本村南、番場口(2)、本村下(3)、本村西(1)、本村西(2)、小日向橋、西桐原(3)、西桐原(4)、西桐原(5)、西桐原(6)、東桐原(1)、東桐原(3)、東桐原(5)、寺所(2)、寺所(4)、寺所(5)、寺所(6)、包石(1)、包石(2)、中村(1)、千手(2)、千手(3)、千手(4)、駒越(1)、駒越(2)、駒越(3)、上手町(2)、上手町(3)、上手町(4)、上手町(5)、中山沢(21)、厩所(4)、厩所(5)、中入分校跡(2)、中入分校跡(3)、大和合(3)、大和合(6)、牛立(1)、牛立(2)、牛立(3)、牛立(4)、牛立(5)、三城口、牛立(8)、牛立(10)、牛立(12)、大仏(1)、大仏(10)、大仏(11)、大仏(12)、厩所(8)、厩所(10)、小仏(1)、小仏(3)、小仏(4)、小仏(5)、小仏(11)、小仏(12)、小仏(13)、一ノ海(1)、一ノ海(2)、一ノ海(4)、一ノ沢(8)、入山辺原橋、原(10)、原(11)、原(12)、原(13)、上手町(6)、上手町(7)、三反田(1)、三反田(2)、三反田(4)、三反田(5)、三反田(6)、中村(2)、中村(3)、中村(4)、竹ノ下(1)、宮原東(1)、宮原上、竹ノ下(2)、宮原下(1)、宮原神社(1)、宮原神社(2)、舟付(1)、舟付(2)、舟付(3)、舟付(4)、舟付(5)及び舟付西

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

野間1、野間2、桑関、高1、市野川1、宮本1、宮本2、宮本3、本町北、上町東、上町西、法善寺1、北山西1、北山、根尾、叶里、下井堀4、下井堀3、下井堀2、下井堀1、和合下井堀、女淵、和合東、和合、下田、高2、市野川2、市野川3(1)、市野川3(2)、本町北2、梶浦2、梶浦3、法善寺2、法善寺3、法善寺4、上町西2(1)、上町西2(2)、北山西2、野口2、野口3、下田西、女淵2及び女淵3

2 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

曾山1ア、曾山2ア、曾山2イ、切久保1ア、切久保1イ、切久保1ウ、切久保1オ、切久保1カ、切久保1キ、切久保1ク、切久保2ア、切久保2イ、宮の尾ア、宮の尾イ、宮の尾ウ、押の田ア、押の田イ、一の瀬ア、一の瀬イ、一の瀬ウ、一の瀬エ、一の瀬オ、一の瀬カ、一の瀬キ、一の瀬ク、一の瀬ケ、一の瀬サ、一の瀬シ、一の瀬セ、西大塚イ、大塚ア、大塚イ、大塚ウ、大塚エ、東大塚、小菅ア、小菅イ、小菅ウ、小菅エ、長畑ア、長畑イ、栃沢ウ、舟場ア、舟場イ、舟場ウ、赤土ア、赤土イ、野平1ア、野平1イ、野平1ウ、野平1エ、瀬口、布宮ア、二滝、作の平ア、作の平イ、作の平ウ、作の平エ、菅の窪ア、菅の窪イ、菅の窪ウ、菅の窪エ、菅の窪オ、菅の窪カ、菅の窪キ、八屋敷ア、八屋敷イ、満仲ア、十石ア、十石イ、小松尾1ア、小松尾1イ、小松尾1ウ、小松尾1エ、小松尾1オ、小松尾1キ、小松尾2ア、小松尾2ウ、石原1、石原2ア、石原2イ、石原2ウ、菖蒲ア、菖蒲イ、塩の貝ア、塩の貝イ、藤尾、横瀬1ア、横瀬1イ、横瀬1ウ、横瀬2ア、上笹尾ア、上笹尾イ、上笹尾ウ、笹尾ア、笹尾イ、矢下ア、矢下イ、矢下オ、矢下カ、矢下キ、矢下ク、矢下ケ、矢下サ、矢下シ、梨平ウ、大平ア、大平ウ、大平エ、大平オ、大平カ及び明野

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規程により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

上佐峰(2)、下佐峰北(2)、濁沢(1)、濁沢(2)、濁沢(3)、川迎、三貫地(1)、三貫地(2)、和田、沼田道上、大明神西、夏和(1)、夏和(2)、大川東、大川(2)、鴨之尾北(1)、鴨之尾北(2)、本郷(1)、本郷(2)、本郷(3)、篠八、小平(1)、小平(2)、向ヒ(1)、葛畑東、久木中村(1)、久木中村(2)、久木中村南(2)、穴尾(1)、穴尾(2)、穴尾(3)、穴尾(4)、穴尾(5)、田島(1)、田島(2)、田島(3)、田島(4)、田島(6)、田島宮ノ平、田島奥(1)、田島奥(2)、田島奥(3)、釜蓋、北山手、逢田(1)、逢田(2)、二反田(2)、二反田(3)、下市場、落畑上村(1)、落畑上村(2)、落畑上村(4)、落畑上平(1)、落畑上平(2)、落畑上平(3)、菅沼、立屋摺古、立屋中村、立屋下組沖、立屋下組前沖、大手(1)、大手(2)、クズレ、ス畑(1)、ス畑(2)、塩沢(1)、塩沢(2)、絹張(1)、絹張(2)、千原(1)、千原(2)、千原(3)、千原(4)、西横峰(1)、山秋(1)、山秋(2)、東横峰(1)、東横峰(2)、西横峰(2)、西横峰(3)、日影北(1)、初引、大ザキ、神内平、初引西、舞袋(1)、舞袋(2)、柏土(1)、柏土(2)、柏土(3)、泥立(1)、泥立(2)、泥立(3)、泥立(4)、上野、天白西、上村(1)、上村(2)、上村(3)、上村(4)、上村(5)、次木、椿峰(1)、小池(2)、日本記(1)、日本記(2)、日本記(3)、日本記(4)、中牧(1)、中牧(3)、中牧(4)、中牧(6)、中牧(7)、高山寺(2)、高山寺(4)、高山寺(5)、菅沼和田(1)、菅沼和田(2)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(3)、菅沼(4)、乙盤場、甲新井(1)、甲新井(2)、菅沼和田(3)、甲新井(4)、甲新井(5)、乙新井、甲新井(6)、花尾本郷(1)、花尾久保(1)、花尾久保(2)、花尾本郷(3)、花尾本郷(4)、外石(1)、外石(3)、池穀、石仏(1)、石仏(2)、中母袋(1)及び稲尾

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大徳原、太田の沢、追引、北河原JR上、北河原国道下、北河原JR下、北河原、南割1、日方磐、中平、中平2、中平1、片見山上、片見山下、日曾利、峯の田、山の田、板島1、板島2、鳥居原2、下小段下、本六3、本六2、本六1、本三2、本三3、本三1、本六、豊岡3、豊岡5、豊岡4、豊岡2、豊岡1、豊岡集会所下、与田切橋東、仏石、本郷JR上、本郷道の駅上、本郷JR下、日影坂、本一3、本一1、本一2、日向沢南、北村2、北村1、千人塚北、樽ヶ沢2、樽ヶ沢1、田の洞、美沢及び赤坂

2 指定の区域

駒ヶ根市及び上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

向山橋(2)、一ノ瀬東(6)、一ノ瀬東(7)、一ノ瀬(4)、一ノ瀬口(1)、一ノ瀬口(2)、小寺尾(1)、小寺尾沢(2)、小寺尾(3)、小寺尾(10)、小寺尾(11)、小寺尾(13)、小寺尾(14)、小寺尾口、限山橋(1)、番場口(1)、限山橋(2)、本村下(2)、本村南、番場口(2)、本村下(3)、本村西(1)、本村西(2)、小日向橋、西桐原(2)、西桐原(3)、西桐原(4)、西桐原(5)、西桐原(6)、東桐原(1)、東桐原(3)、東桐原(5)、寺所(2)、寺所(4)、寺所(5)、寺所(6)、包石(1)、包石(2)、中村(1)、千手(2)、千手(3)、千手(4)、駒越(1)、駒越(2)、駒越(3)、上手町(2)、上手町(3)、上手町(4)、上手町(5)、中山沢(21)、厩所(4)、厩所(5)、中入分校跡(2)、中入分校跡(3)、大和合(3)、大和合(6)、牛立(1)、牛立(2)、牛立(3)、牛立(4)、牛立(5)、三城口、牛立(8)、牛立(10)、牛立(12)、大仏(1)、大仏(10)、大仏(11)、大仏(12)、厩所(8)、厩所(10)、小仏(1)、小仏(3)、小仏(4)、小仏(5)、小仏(11)、小仏(12)、小仏(13)、一ノ海(1)、一ノ海(2)、一ノ海(4)、一ノ沢(8)、入山辺原橋、原(10)、原(11)、原(12)、原(13)、上手町(6)、上手町(7)、三反田(1)、三反田(2)、三反田(4)、三反田(5)、三反田(6)、中村(2)、中村(3)、中村(4)、竹ノ下(1)、宮原東(1)、宮原上、竹ノ下(2)、宮原下(1)、宮原神社(1)、宮原神社(2)、舟付(1)、舟付(2)、舟付(3)、舟付(4)、舟付(5)及び舟付西

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂

防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

野間1、野間2、桑関、高1、市野川1、宮本1、宮本2、宮本3、本町北、上町東、上町西、法善寺1、北山西1、北山、根尾、叶里、下井堀4、下井堀3、下井堀2、下井堀1、和合下井堀、女淵、和合東、和合、下田、高2、市野川2、市野川3(1)、市野川3(2)、本町北2、梶浦2、梶浦3、法善寺2、法善寺3、法善寺4、上町西2(1)、上町西2(2)、北山西2、野口2、野口3、下田西、女淵2及び女淵3

2 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

曾山1ア、曾山1イ、曾山2ア、曾山2イ、曾山2ウ、切久保1ア、切久保1イ、切久保1ウ、切久保1エ、切久保1オ、切久保1カ、切久保1キ、切久保1ク、切久保2ア、切久保2イ、宮の尾ア、宮の尾イ、宮の尾ウ、押の田ア、押の田イ、押の田ウ、一の瀬ア、一の瀬イ、一の瀬ウ、一の瀬エ、一の瀬オ、一の瀬カ、一の瀬キ、一の瀬ク、一の瀬ケ、一の瀬コ、一の瀬サ、一の瀬シ、一の瀬ス、一の瀬セ、西大塚ア、西大塚イ、大塚ア、大塚イ、大塚ウ、大塚エ、東大塚、小菅ア、小菅イ、小菅ウ、小菅エ、長畑ア、長畑イ、栃沢ア、栃沢イ、栃沢ウ、舟場ア、舟場イ、舟場ウ、舟場エ、舟場オ、舟場カ、赤土ア、赤土イ、野平北、野平1ア、野平1イ、野平1ウ、野平1エ、野平2、瀬口、布宮ア、布宮イ、二滝、作の平ア、作の平イ、作の平ウ、作の平エ、菅の窪ア、菅の窪イ、菅の窪ウ、菅の窪エ、菅の窪オ、菅の窪カ、菅の窪キ、八屋敷ア、八屋敷イ、満仲ア、満仲イ、十石ア、十石イ、小松尾1ア、小松尾1イ、小松尾1ウ、小松尾1エ、小松尾1オ、小松尾1カ、小松尾1キ、小松尾2ア、小松尾2イ、小松尾2ウ、小松尾2エ、石原1、石原2ア、石原2イ、石原2ウ、菅浦ア、菅

蒲イ、塩の貝ア、塩の貝イ、藤尾、横瀬1ア、横瀬1イ、横瀬1ウ、横瀬1エ、横瀬2ア、横瀬2イ、上笹尾ア、上笹尾イ、上笹尾ウ、笹尾ア、笹尾イ、笹尾ウ、矢下ア、矢下イ、矢下ウ、矢下エ、矢下オ、矢下カ、矢下キ、矢下ク、矢下ケ、矢下コ、矢下サ、矢下シ、梨平ア、梨平イ、梨平ウ、大平ア、大平イ、大平ウ、大平エ、大平オ、大平カ及び明野

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規程により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

上佐峰(1)、上佐峰(2)、下佐峰北(1)、下佐峰北(2)、下佐峰、濁沢(1)、濁沢(2)、濁沢(3)、志神(1)、志神(2)、川迎、三貫地(1)、三貫地(2)、和田、沼田道上、大明神西、夏和(1)、夏和(2)、大川東、大川(1)、大川(2)、鴨之尾北(1)、鴨之尾北(2)、本郷(1)、本郷(2)、本郷(3)、本郷(4)、本郷(5)、篠八、小平(1)、小平(2)、向ヒ(1)、向ヒ(2)、葛畑東、久木中村(1)、久木中村(2)、久木中村南(1)、久木中村南(2)、穴尾北平、穴尾(1)、穴尾(2)、穴尾(3)、穴尾(4)、穴尾(5)、田島(1)、田島(2)、田島(3)、田島(4)、田島(5)、田島(6)、田島宮ノ平、田島奥(1)、田島奥(2)、田島奥(3)、釜蓋、北山手、逢田(1)、逢田(2)、二反田(1)、二反田(2)、二反田(3)、下町、向清水坊、下市場、露畑上村(1)、露畑上村(2)、露畑上村(3)、露畑上村(4)、露畑上平(1)、露畑上平(2)、露畑上平(3)、菅沼、立屋摺古、立屋中村、立屋下組沖、立屋下組前沖、大手(1)、大手(2)、クズレ、ス畑(1)、ス畑(2)、横打、稲荷坊、塩沢(1)、塩沢(2)、絹張(1)、絹張(2)、絹張(3)、坂之瀬(1)、坂之瀬(2)、千原(1)、千原(2)、千原(3)、千原(4)、西横峰(1)、山秋(1)、山秋(2)、山秋(3)、東横峰(1)、東横峰(2)、西横峰(2)、西横峰(3)、上坂(1)、上坂(2)、日影北(1)、日影北(2)、初引、大ザキ、神内平、初引西、舞袋(1)、舞袋(2)、柏土(1)、柏土(2)、柏土(3)、泥立(1)、泥立(2)、泥立(3)、泥立(4)、上野、二貫地、崩、大久保、下新井、大久保西(1)、大久保西(2)、天白西、見瀬之尾(1)、見瀬之尾(2)、上村(1)、上村(2)、上村(3)、上村(4)、上村(5)、次木、椿峰(1)、椿峰(2)、小池(1)、小池(2)、日本記(1)、日本記(2)、日本記(3)、日本記(4)、中牧(1)、中牧(2)、中牧(3)、中牧(4)、中牧(5)、中牧(6)、中牧(7)、高山寺(1)、高山寺(2)、高山寺(3)、高山寺(4)、高山寺(5)、菅沼和田(1)、菅沼和田(2)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(3)、菅沼(4)、乙盤場、甲新井(1)、甲新井(2)、菅沼和田(3)、甲新井(3)、甲新井(4)、甲新井(5)、乙新井、甲新井(6)、甲新井(7)、甲新井(8)、花尾本郷(1)、花尾本郷(2)、花尾久保(1)、花尾久保(2)、花尾久保(3)、花尾本郷(3)、花尾本郷(4)、外石(1)、

外石(2)、外石(3)、池殻、石仏(1)、石仏(2)、中母袋(1)、中母袋(2)及び稲尾

2 指定の区域
上水内郡小川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県木曾地方事務所告示第1号

木曾広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月19日付けで許可しました。

平成19年3月29日

長野県木曾地方事務所長 太田 寛

市町村課

選告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の届出がありました。
平成19年3月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の名称	備 考
自由民主党南牧村支部	井出 治郎	原 寛	南佐久郡南牧村海ノ口1408-3	平成 19. 3. 7	自由民主党	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
自由民主党長野県栄養士連盟支部	伊澤 美登里	小笠原 憲子	長野市南長野南県町685-2	19. 2.28	〃	〃

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
あいざわみち後援会	松下 隆伯	松下 隆伯	岡谷市川岸東3-7-3	平成 19. 3.14	
あおぞら	北山 早苗	林 奉文	安曇野市穂高有明2186-77	19. 3.20	
赤羽正弘後援会	塩野崎 巧	大嶋 健資	松本市並柳1-25-7	19. 2.26	
あかるい小諸をつくる会	山岸 喜昭	宮崎 政広	小諸市六供2-4-40	19. 2. 5	
明るく元気な村づくりの会	清沢 礼二郎	粟津原 一芳	東筑摩郡朝日村西洗馬1255	19. 2.13	
「明日の波田町を考えるネットワーク」百瀬さとし後援会	百瀬 智	高宮 一男	東筑摩郡波田町1681-4	19. 2.28	
新しい信濃の国	牛山 満智子	酒井 和美	飯田市大瀬木1972-10	19. 2.22	
阿部功祐後援会	阿部 功祐	恩田 秀司	松本市島立1081-4	19. 2.23	
いいもり勝後援会	増沢 清二	小口 真	岡谷市湊5-2-45	19. 3.12	
石井新吾後援会	石井 新吾	塚原 将弘	塩尻市洗馬663イ	19. 3. 5	
犬飼のぶお後援会	犬飼 信雄	真峯 昇平	松本市島内4577-1	19. 3. 7	
岩井正則後援会	岩井 軍治	岩井 善四郎	北佐久郡軽井沢町長倉1635-3	19. 3. 5	
「大浦洋介」後援会	星野 嘉助	大田 正男	北佐久郡軽井沢町長倉3008-2	19. 2.20	
大槻久人後援会	有賀 国光	大槻 奉生	上伊那郡箕輪町中箕輪609-1	19. 2.19	
小沢ゆたか後援会	小沢 豊	小沢 豊	松本市神林1930	19. 3. 6	
勝又さとし後援会	勝野 正光	木下 義一	下伊那郡阿南町東条1405-1	19. 3. 5	
宏育会 中坪宏明後援会	赤須 弘侑	宮沢 佑一	駒ヶ根市下平3024	19. 2.16	
佐々木のぶお後援会	佐々木 暢生	佐々木 健	下伊那郡阿南町富草6034	19. 3. 8	
信州維新の会	長谷川 鉄夫	高橋 郁夫	長野市富田1-195	19. 3. 5	
菅沼たかお後援会	福島 紀六	竹澤 利恭	駒ヶ根市赤穂1425-1	19. 3. 5	
諏訪湖湖上の会	森山 広	山之内 秀太郎	諏訪市湖岸通り1-4-1	19. 3. 9	
すわ光昭後援会	横澤 厚信	矢口 三男	大町市大町上仲町2527-1	19. 3. 8	
高木孝治後援会	高木 孝治	山崎 泰子	塩尻市広丘野村780-2	19. 2.21	
武井ふみお後援会	武井 康純	武井 英治	岡谷市堀ノ内1-13-9	19. 3.13	

徳竹栄子後援会	山崎 かつゑ	岩本 一子	下高井郡山ノ内町夜間瀬1372	19. 2.19
中村賢郎後援会	中村 賢郎	中村 興治	東筑摩郡朝日村西洗馬1360ロ	19. 2.15
中谷道文後援会	松田 雅次	宮沢 茂喜	上伊那郡辰野町樋口1983-1	19. 3. 1
並柳政治研究会	赤羽 正弘	大嶋 健資	松本市並柳1-25-7	19. 2.26
二条たかお後援会	駒澤 一明	伊藤 鉄也	大町市大町5318-4	19. 2.19
日本維新の会	長谷川 鉄夫	高橋 郁夫	長野市富田1-195	19. 3. 5
はまこうサポーターズ・クラブ	浜 幸平	浜 幸平	岡谷市中央町3-5-1	19. 3. 6
富栄会	武井 富美男	武井 英治	岡谷市堀ノ内1-13-9	19. 3.14
船木善司後援会	船木 善司	根橋 通博	上伊那郡辰野町上島385-1	19. 2.28
「古田かんじ」を励ます会	古田 寛司	波多腰 真	東筑摩郡波田町6416-13	19. 2.23
丸山栄一後援会	町田 基吉	丸山 寛	中野市安源寺953	19. 2.17
三枝二六を支える会	水澤 康人	三枝 吉市	諏訪郡下諏訪町社6879-2	19. 2.22
三原一高後援会	三原 一高	森谷 恵一	駒ヶ根市赤穂14-320	19. 3. 5
宮坂武男後援会	宮坂 武男	宮坂 あい子	茅野市玉川栗沢386-1	19. 2.15
宮下敏夫後援会	武井 末昭	武井 豊二	上伊那郡辰野町伊那富3988イ-1	19. 2.19
三好吉仁後援会	三好 吉仁	三好 吉仁	諏訪郡富士見町富士見3400-35	19. 3. 8
もたい聖章後援会	西牧 正	勝野 君夫	北安曇郡池田町池田4127	19. 1.10
望月克治後援会	長田 劦	五味 澄子	茅野市宮川8644-1	19. 2.20
百瀬きよこ後援会	大月 隆二	中野 憲泰	東筑摩郡波田町150	19. 3. 7
百の風の会	佐藤 よし江	高橋 信彦	諏訪市清水1-5-7	19. 3. 9
森山ひろし後援会(鷺湖会)	金井 裕二	山之内 秀太郎	諏訪市湖岸通り1-4-1	19. 3. 9
守屋義雄後援会	守屋 義雄	高橋 昭一	松本市中央3-2-26	19. 3.13
柳澤講次郎と幸せをつくる会	土屋 慎	小林 美恵子	北佐久郡軽井沢町長倉2830-7	19. 3. 5
山田さだゆき後援会	宮坂 俊二	藤森 武男	諏訪郡下諏訪町3840-1	19. 3.13
山本昭子後援会	有賀 今朝雄	矢島 政重	上伊那郡南箕輪村4118	19. 3. 5
山本良一後援会	山本 勝	羽田 吉彦	下高井郡山ノ内町平穏3090	19. 3. 5
吉田まさたかサポーターズクラブ	吉田 政隆	吉田 澄男	松本市沢村2-1-9	19. 2. 8
和田俊彦後援会	酒井 秀明	和田 義明	大町市美麻14633イ	19. 3. 6
渡辺勝後援会	渡辺 勝	渡辺 誠一	東筑摩郡朝日村小野沢1443	19. 2.26

選挙管理委員会

選告示第23号

次の政治団体から、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により、届出事項の異動の届出がありました。

平成19年 3月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

届出団体	名 称	自由民主党南相木村支部
	主たる事務所の所在地	南佐久郡南相木村4560-5
	代表者の氏名	菊池 政敏
	届出告示年月日番号	平成18年12月25日付け選告示第67号
届出事項	異動事項	会計責任者
	異動内容	新 中田 征洋
		旧 篠原 光一
届出年月日		平成19年2月21日

届出団体	名 称	自由民主党軽井沢町支部
	主たる事務所の所在地	北佐久郡軽井沢町長倉5433-5
	代表者の氏名	内藤 傳次郎
	届出告示年月日番号	平成18年12月25日付け選告示第67号
届出事項	異動事項	会計責任者
	異動内容	新 遠山 亮一
		旧 袖山 卓也
届出年月日		平成19年2月21日

届出団体	名 称	自由民主党浅科支部	
	主たる事務所の所在地	佐久市塩名田1187-2	
	代表者の氏名	佐藤 忠 孝	
	届出告示年月日番号	平成12年8月28日付け選告示第41号	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	山 浦 靖 男
		旧	高 野 増 夫
届 出 年 月 日	平成19年2月16日		

届出団体	名 称	自由民主党高遠支部	
	主たる事務所の所在地	伊那市高遠町藤沢1013	
	代表者の氏名	伊 藤 英 夫	
	届出告示年月日番号	平成8年3月21日付け選告示第7号	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	伊那市高遠町藤沢1013
		旧	伊那市高遠町西高遠823-1
	異 動 事 項	代表者	
	異 動 内 容	新	伊 藤 英 夫
		旧	原 浩
	異 動 事 項	会計責任者	
異 動 内 容	新	平 岩 国 幸	
	旧	伊 藤 英 夫	
届 出 年 月 日	平成19年3月1日		

届出団体	名 称	自由民主党高山村支部	
	主たる事務所の所在地	上高井郡高山村中山4732	
	代表者の氏名	山 崎 修 邦	
	届出告示年月日番号	平成8年7月22日付け選告示第15号	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	上高井郡高山村中山4732
		旧	上高井郡高山村奥山田3606-2
	異 動 事 項	代表者	
	異 動 内 容	新	山 崎 修 邦
		旧	関 谷 宣 男
	異 動 事 項	会計責任者	
異 動 内 容	新	藤 沢 三喜男	
	旧	藤 沢 忠 彦	
届 出 年 月 日	平成19年3月8日		

届出団体	名 称	自由民主党長野県倉庫支部	
	主たる事務所の所在地	岡谷市郷田1-3-1	
	代表者の氏名	小宮山 利治郎	
	届出告示年月日番号	平成7年3月27日付け選告示第6号	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	平 出 恒 雄
		旧	中 野 良三郎
届 出 年 月 日	平成19年2月26日		

届出団体	名 称	長野県歯科医師連盟自由民主党部会	
	主たる事務所の所在地	長野市中御所岡田町696-6	
	代表者の氏名	一 志 忠 廣	
	届出告示年月日番号	平成7年3月27日付け選告示第6号	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	春 日 司 郎
		旧	鈴 木 邦 夫
届 出 年 月 日	平成19年3月8日		